

# フラッシュアップシリーズ 1

## 「公的年金」

# 年金制度改正から既存制度を考える ～配偶者の加給年金について～



株式会社TIMコンサルティング 取締役  
社会保険労務士  
1級DCプランナー / 1級FP技能士  
**原 佳奈子** (はら かなこ)

プロフィール  
年金・社会保障制度やライフプランに関する講演・執筆を行う他、幅広い業界で研修企画・教育体系構築支援などに多数携わる。1級DCプランナー、社会保険労務士、1級FP技能士(CFP®)。著書に「公的年金ガイドブック」(金融財政事情研究会)、編著書に「社労士さんに聞いた年金と老後とお金の話」(中央経済社)他。

令和2年の年金制度改正法では、社会保険の適用拡大について、企業規模要件が段階的に引き下げられることになりました。適用拡大を進める上で、既存制度の中に課題が浮き彫りとなるものがあります。今回は、その中で配偶者の「加給年金」について(老齢のみ)、取り上げたいと思います。

### 1. 加給年金とは

加給年金とは、厚生年金保険(以下「厚生年金」という)の被保険者期間が20年以上ある人が、現在では一般的に65歳到達時点で、その人に生計を維持されている65歳未満の配偶者または子(18歳到達年度末までの子または20歳未満で障害等級1級・2級に該当する子)があるときに加算されるものです。この場合の生計維持要件は、年収850万円(所得金額では655.5万円)以上の収入を将来(おおむね5年以上)にわたって得られない者とされています。

加給年金は、もともと昭和29年の厚生年金保険法の改正時に、社会保障としての年金は、世帯を単位に、家族構成に応じて生活を保障するものでなければならぬという考え方のもと、配偶者や18歳未満の子がいるときに加算することとされました。

その後、昭和61年4月には基礎年金が導入された際、それまで任意加入となっていた厚生年金の被保険者に扶養されている配偶者は、国民年金の第3号被保険者となり、被用者世帯にも個人単位の年金が導入されましたが、加給年金は引き続き、対象となる配偶者がいる場合に支給されています。

なお、加給年金は、加算の対象とな

る配偶者が厚生年金の被保険者期間が20年以上あり老齢厚生年金を受給できる場合は支給停止となります。

加給年金の金額については、配偶者加給年金が、39万500円です。ちなみに、子の加給年金は、1人目および2人目がそれぞれ22万4,700円、3人目以降がそれぞれ7万4,900円となります(令和3年度価格)。

### 2. 配偶者加給年金の額について

配偶者加給年金の額は、前述のとおり、年額で39万500円ですが、この額の大きさについて簡単に検証してみたいと思います。

「令和元年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」(厚生労働省年金局、令和2年12月)によると、令和元年度の標準報酬月額平均は31万4,798円(男子35万7,226円、女子24万6,693円)です。また、短時間労働者の標準報酬月額平均は14万6,999円(男子16万307円、女子14万1,984円)です。さらに、1人当たりの賞与を含む総報酬ベース(年額)では、445万343円(男子510万3,451円、女子339万8,066円)で、短時間労働者は、181万3,728円(男子200万8,934円、女子173万8,059円)です。これをもとに、①女子の標準報酬月額平均、

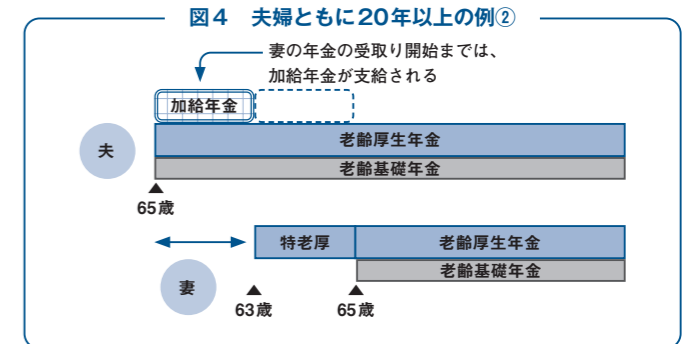
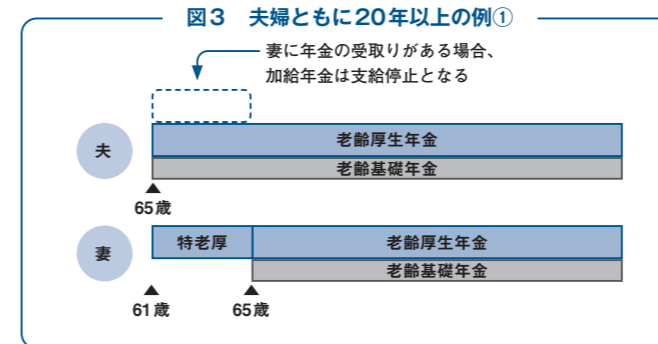
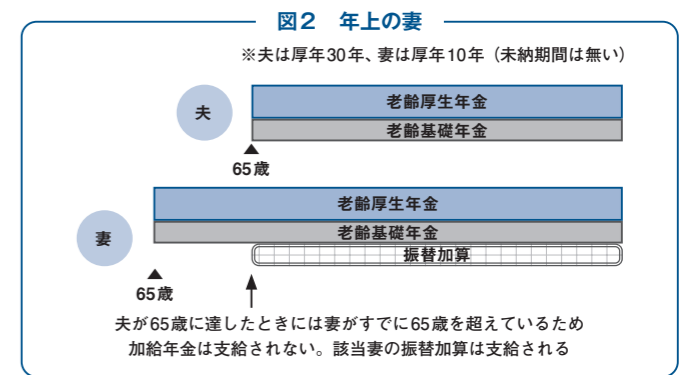
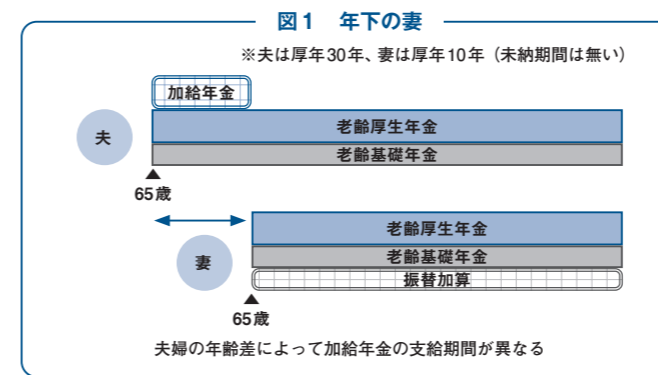
②短時間労働者の標準報酬月額女子平均、③年額の総報酬ベースから女子の月単位平均で、仮に厚生年金に20年(240月)加入した場合の額を概算で計算してみると(再評価率は考慮しません)、どのケースも、配偶者加給年金の金額には届かないことが分かります。

- ①  $24\text{万円} \times \frac{5.481}{1000} \times 240\text{月} = 315,706\text{円} < 390,500\text{円}$
- ②  $14\text{万円} \times \frac{5.481}{1000} \times 240\text{月} = 184,162\text{円} < 390,500\text{円}$
- ③  $28\text{万円} \times \frac{5.481}{1000} \times 240\text{月} = 368,323\text{円} < 390,500\text{円}$

※ちなみに、男子の場合は、②以外は配偶者加給年金額を上回ります。

なお、平均標準報酬額(再評価後)30万円で20年(240月)分の報酬比例部分を概算で計算すると、今年度の配偶者加給年金の額を上回ります。これらのことから、給与(賞与)が、一定水準以上ないと、20年以上働いても加給年金の額には追いつかないことが分かります。加給年金は有期年金ですが、支給される年間の額だけを見ると、厚生年金の長期(20年以上)の加入推進の妨げにならないかという懸念が考えられます。

### 加給年金・振替加算の受取りパターン(例)



・簡便化のため、配偶者加給年金については、夫が妻を生計維持している場合として記載する

### 3. 世帯による加給年金支給の違い

夫が20年以上厚生年金に加入して、妻は年下で厚生年金への加入が20年未満の場合は、夫の老齢厚生年金に加給年金が加算されます。その後、妻が65歳に到達すると加算されなくなります。このとき妻が老齢基礎年金を受けられる場合には、一定の要件を満たすことにより妻自身の老齢基礎年金の額に国民年金より振替加算が行われます(図1)。

一方、夫が20年以上厚生年金に加入して、妻が年上で厚生年金への加入は20年未満の場合は、夫が加給年金加算年齢である65歳になったときに妻はすでに65歳に到達しているため、加給年金の加算はありません。なお、夫が65歳となったとき、年上の妻の老齢基礎年金には振替加算は支給されます(図2)。

次に、共働き夫婦で夫婦ともに厚生年金に20年以上加入の例です。夫が65歳となったときに、妻がすでに年金を受給している場合は、加給年金は支給停止となり、この夫婦には支給されません。極端な例でいえば、年金は月数でカウントするため、夫が20年

(240月)加入、妻が19年11カ月加入の場合は夫に加給年金が加算され(逆の場合も同様)、妻が1カ月増えて20年(240月)加入となると、原則として、加給年金は加算されないこととなります(図3)。

また、共働き夫婦で夫婦ともに厚生年金に20年以上加入の場合でも、夫が65歳となったとき、妻がまだ年金を受け取っていない場合は、夫に加給年金が加算されます。妻が自分の年金を受け取るようになると、夫に加算されていた加給年金は支給停止となります(図4)。

### 4. 適用拡大と配偶者加給年金の関係

厚生年金の適用拡大がさらに推し進められようとしている中で、夫婦単位の考え方のもと、扶養する妻への給付という考え方のもと始まった加給年金について、現在の状況や今後の社会の在り方を考えるとその必要性をどうとらえるかは今後の課題といえます。

また、現在では、ライフスタイルの多様化が進み、また、夫婦の在り方も多様化しているため、20年以上被保険者期間がある者(夫)が年上か年下か、あるいは、同年齢かなどによって、加

給年金が長期間支給される世帯もあれば、全く支給されない世帯もあります。例えば、加給年金の対象者(妻)が年下で年の差が大きい時には長年にわたり支給されますが、加給年金の対象者(妻)が年上の場合には一切支給されません。

さらに、今後は、厚生年金の適用拡大により、夫婦で厚生年金加入期間が20年以上ある世帯が増えると考えられます。20年以上被保険者期間がある夫婦にとっては、基本的に加給年金が支給されないこととなります。一方で、厚生年金に加入せずに働いている配偶者は加算の対象になります。従って、適用拡大が進む中、加給年金のために就業調整をするというようなことが今後増えてしまうのではないかと懸念も拭いきれません。

今後は、夫婦世帯でも、それぞれが厚生年金に加入して働き、それぞれ自分の厚生年金の加入期間を延ばして老齢厚生年金本体の額を増やすという方向性が一般的になるものと考えられます。従って、扶養手当の意味合いをもった加給年金については、その意義や在り方について、課題として検討する必要があると考えます。